

○政府委員(島津久大君) 現在残つておるものはございせん。

○竹下豊次君 それから昨日の御説明と、又今日の御説明によりまして、外務省の出先の在外公館で全部統轄する方針であることとあります。

これは私など誠に結構な御方針と思いますが、その方針をただ方針としてお定めになつておるといふだけであらうか。なおそれを法制化されるお考えがありますか。法制化される考えだつたらどういふ方法でおやりになるのですか。

○政府委員(島津久大君) 只今のところ法制化は考えておりません。

○竹下豊次君 そうしますと、従来とどういふところが違ひますか。従来は例へば農林省の出先機関だつたらば、何か農林省関係の法制にそれがはつきり規定して、これは農林省の出先機関とするといふような意味がはつきり書いてあつたでしょうか、それはなかつたでしょうか、その点を御説明願ひたい。

○政府委員(島津久大君) 只今申し上げましたところは、相当恒久的な制度となつておりまして、これらはすべて勅令で設置をされておつたのであります。

○竹下豊次君 設置されておつて、それは農林省の出先機関として、農林省が直接その指揮命令をするのだといふことがはつきり書いてあるのか、或いはそれはなくして、事実上そういう運営をしておつたのか、その点を御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) 只今島津政府委員からお答え申上げました通りに、従来のものは勅令で根拠を持つて

おりますが、その勅令の中に、例へば今の生糸の関係の調査事務所であれ

ば、これは農林大臣の指揮系統に属するといふことをはつきり書いてあるの

もございまして、これは別の勅令で出ております関係上はつきりしてあります。それからおの／＼の本省の官制の中に一條が入つておつたものもあると記憶いたしておりますが、これは問題ないことで、その省の部局としてはつきり書いてありますから、当然その省の大臣の指揮監督に入ると考えております。結局すべて外務省関係以外の各省で海外に出先を持つておりますその機関は、すべてその省の／＼の省の大臣の指揮監督を受けて、その省のスタッフとして働くといふやうに承知をいたしております。

○竹下豊次君 そうしますと、このほうは外務省一本でやつて行くのだといふことになりましたら、従来と違つた取扱をするように何か法制化する必要がないのでありますか。

○政府委員(佐藤達夫君) この外務省設置法の二十二條によりまして、在外公館を置くといふことははつきり謳われてゐるわけでありまして、現在のところ各省の設置法その他各省の組織関係の法律にはそういうものがございせんから、現在のところから申しますれば、おの／＼から外国にありますが出先機関はここに謳つてある在外公館だけといふことになるわけです。仮に農林省なり或いはその他の省において独自の海外出張の事務所といふものを置くことになりましたら、これは当然今後は法律で置かなければならぬことに

なりまして、その都度国会の御審議を願ふといふことになると思ひます。

○楠瀬常雄君 外務省設置法改正を出しになつたわけですが、直接この法律案の上では現れておらんのだと思ふのでありますが、外交官の養成といつたような方法についての外務省の、どういふような方法なり、やり方をしておられるか、やり方をしておられるか、お伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(島津久大君) 外交官乃至領事官の養成につきましては、この法律の中にも研修所といふものが出て参るのであります。これは終戦後特に力を入れまして、第十四條でござい

ます。本省の附屬機関として外務省研修所を置きまして、そこで省員の訓練、養成の仕事を取扱つておるわけでありまして、ここで国内におきましては研修所で訓練をいたすのであります。同時に新規採用の省員、これは本省の研修所で教育をいたしました上、本省の仕事を見習ひまして、今後は成るべく早い機会に海外に出しまして、海外で実地について訓練をするといふ方針であります。

○楠瀬常雄君 今まあ御方針の大体的ラインを伺つたわけですが、これは質問といふよりか要望といふ点も含めてであります。日本の外交も長い間空白の状態になつておつたというわけでありまして、ここに新しく日本の外交活動が開始されるということになり

ますと、外交官、領事官の諸君が非常な責任を持つて御活動にならなければならぬやうなことになるわけでありまして、従ひまして、これはまあ外務省方面については、或いは歓迎に説法であるかも知れませんが、今日の世界の情勢から見ましても、二つの大きなものに

分れておりまして、その間に処しまして

て平和條約或いは日米安全保障條約といったやうなものが発効いたしました後におきまして、そういうラインに沿いつつ外交的活動をされるということにつきましては、非常な私は外交官としても領事官としても重い使命を持つておられるだらうと思ひます。又新しい民主日本といつたしましての官吏として、外交官、領事官としてのそのあり方、風格と品性といつたやうなものにつきまして十分御注意を要するものと存じます。こういうやうな重大な時

でありますから、いまの研修所等におきまするいろ／＼若い外交官の養成、又海外におきまする実務といつたやうな方面のこれらにつきましても、十分にこの空白状態を脱して、新らしい世界の情勢に処して活動し得るやうな外交官、領事官を十分一つ御養成になつて御活動をお願いしたいと思ひ

まして、この方面につきまして、特に今後の外務省の御苦心、御高配をお願いいたしたいと思ひのであります。

○委員(河井彌八君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員(河井彌八君) 速記を始めて下さい。

○竹下豊次君 昨日ちよつとお伺ひしたのでありますけれども、現在政務局一体でやつておられるのを欧米局とアジア局との二つの地域的に分けられるといふ、こういう案になつておる理由が、一本にしておいては仕事が多過ぎて手が廻らないといふやうなお考えなんですか、何か二つに分けたほうが合理的である、分けなければならぬといふ理由なのですか、その点をお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(島津久大君) これはまあ沿革的に申しますと、大分以前には外務省に地域的な政務局がなく、政務局は一本で政務と通商の二局、そういうやうな形ですつと以前にはやつていたやうであります。その後政務局がアジア局と欧米局、そういうふうに分れて参りました。それが又アジア局が東亜局と歐亜局に分れて、その二局が東亜、歐亜、アメリカ、そういうふう

に三つに分れました。その後南洋局といふものができて、地域的にだんだんと分化して参つたのであります。その後太平洋戦争中におきまして、東亜關係或いは占領地關係の地域の仕事をまあ主としてするといふことで御承知のように大東亞省といふものができました。大東亞省の内部にも又地域的に南方と中国と満洲とに政務局を分けておつたわけでありまして、で爾余の地域は外務省の所管といたしまして、その當時は政務局といふことで地域的に分けておらなかつたのであります。それで昨日ちよつとその点に觸れて御説明申上げたわけですが、まあやはり地域を分担いたしました、責任を以てその局長がその地域の政務を見るといふことが何といつても事務館率を挙げます上からも最も適當であるといふことになるわけでありまして、

で、それが二つであるとか、三つであるとかいふことになりまして、これとは又そのときの事務の繁閑からいたしまして判断いたさなければならぬわけでありまして、大体事務當局といたしまして、この二つが絶対によろしいといふことはまあ申上げにくいのであります。絶対の理由はないとも言えるかと思ひます。

○政府委員(島津久大君) これはまあ沿革的に申しますと、大分以前には外務省に地域的な政務局がなく、政務局は一本で政務と通商の二局、そういうやうな形ですつと以前にはやつていたやうであります。その後政務局がアジア局と欧米局、そういうふうに分れて参りました。それが又アジア局が東亜局と歐亜局に分れて、その二局が東亜、歐亜、アメリカ、そういうふう

に三つに分れました。その後南洋局といふものができて、地域的にだんだんと分化して参つたのであります。その後太平洋戦争中におきまして、東亜關係或いは占領地關係の地域の仕事をまあ主としてするといふことで御承知のように大東亞省といふものができました。大東亞省の内部にも又地域的に南方と中国と満洲とに政務局を分けておつたわけでありまして、で爾余の地域は外務省の所管といたしまして、その當時は政務局といふことで地域的に分けておらなかつたのであります。それで昨日ちよつとその点に觸れて御説明申上げたわけですが、まあやはり地域を分担いたしました、責任を以てその局長がその地域の政務を見るといふことが何といつても事務館率を挙げます上からも最も適當であるといふことになるわけでありまして、

で、それが二つであるとか、三つであるとかいふことになりまして、これとは又そのときの事務の繁閑からいたしまして判断いたさなければならぬわけでありまして、大体事務當局といたしまして、この二つが絶対によろしいといふことはまあ申上げにくいのであります。絶対の理由はないとも言えるかと思ひます。

○政府委員(島津久大君) これはまあ沿革的に申しますと、大分以前には外務省に地域的な政務局がなく、政務局は一本で政務と通商の二局、そういうやうな形ですつと以前にはやつていたやうであります。その後政務局がアジア局と欧米局、そういうふうに分れて参りました。それが又アジア局が東亜局と歐亜局に分れて、その二局が東亜、歐亜、アメリカ、そういうふう

に三つに分れました。その後南洋局といふものができて、地域的にだんだんと分化して参つたのであります。その後太平洋戦争中におきまして、東亜關係或いは占領地關係の地域の仕事をまあ主としてするといふことで御承知のように大東亞省といふものができました。大東亞省の内部にも又地域的に南方と中国と満洲とに政務局を分けておつたわけでありまして、で爾余の地域は外務省の所管といたしまして、その當時は政務局といふことで地域的に分けておらなかつたのであります。それで昨日ちよつとその点に觸れて御説明申上げたわけですが、まあやはり地域を分担いたしました、責任を以てその局長がその地域の政務を見るといふことが何といつても事務館率を挙げます上からも最も適當であるといふことになるわけでありまして、

考えられるわけですが、ただ方針として内閣の方針はこうだということだけでおやめになるのでありますか、法制では一切手をお触れにならないお考えでありますか、その点を……。

○政府委員(島津久大君) 御意見のよう、何かはつきり法律で禁止的な規定を設けるということは、先ほどお答え申上げましたように、只今のところは私も考えていないのであります、只今のところ、というのは御説明申上げましたように、近頃各国の制度も大体そういうようになっております。

す。關係の各省とその在外公館との繋がりというものが断たれるということには毛頭ないわけでございます。すべては外務大臣を通じて外に出る、一本の線になつて出るだけの話であります。そういう面からは非とも独立の機關を置かなくちやならんというような場合も余り私ども想像できないところでありますで、従ひまして技術的にも御趣旨のように禁止規定を外務省の設置法の中に設けることは、なか／＼困難な問題と考えます。かた／＼差当りのところは考えておらないということで御了承願ひたいと思ひます。

○竹下豊次君 私は外務省の設置法、

この條文をいぢらなければならぬといふわけぢやないのです。それは行政組織法なんかの適當な方法があるならば適當に……。ただ私いま外務省の役人としてお尋ねしてゐるわけでありませんので、政府の代表者としてのお立場であらうと思ひますので、その意味でお尋ねしてゐる次第であります。○政府委員(島津久大君) 御意見の占は十分一つ研究をさして頂きたいと思ひます。

○竹下豊次君 なお御研究願います。

○成瀬權治君 この委員会でもどうこうということはちよつと私も疑問なんです、第八條の四号で、まあこの表現の仕方、千島というの、その他の地域というところへ千島が入つてしまふのだという表現の仕方、千島というのを落してあるのか、この所屬の問題乃至南舞等、いろいろ問題があつて、そうしたような意味合いも勘案されてここからこういふ島の名前が落ちておるといふふうなふうに解釈ができますかどうか。

○政府委員(島津久大君) この表現は、残務整理を現在行なつております班が数個に分れておりまして、それが大体朝鮮總督府の關係、或いは台湾、樺太、関東州、そういうふうな従前の機關の關係者がそのまま現在残務整理を行なつておるわけでございまして、漏れておる所はないはずであります。

○成瀬權治君 この委員会でお聞きするのちよつと違ふかと思ふのですけれども、私も漏れておるとは思いません。その他の地域と言へばすべて抱括されるから、併し何かここでわざわざ千島というのをここに挙げることを抜いておるといふふうな、何らかの政治的な意味があるかないかということをお尋ねするわけです。

○政府委員(島津久大君) 政治的な考へ方は全然ないのでございまして、現行の設置法にもそのように書いてあります。只今御説明申し上げましたように、それらの所管の機關の跡始末というふうなことからその地域の名前が列挙されるに至つたのが事情であります。

○竹下豊次君 委員長、これは又あとで逐條審議でもおやりになるお考えでありますか、それとも……

○委員長(河井彌八君) それは會議の進行の状況ですが、如何でしよう、こゝでもうすでに各條にも入つておりますから、任意御質疑になつたら如何でしよう。

○竹下豊次君 それではお尋ねしたいのですか、この外務省研修所です。第十五條の五に、「外務省研修所」に關して必要な事項は、外務省令で定める。」と書いてありますが、この内容を少し御予定がございまして、今から、今御予定の分だけでも御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(島津久大君) 現状に關します資料がちよつと手許にございませんで、余り詳細に具體的に申上げかねるかと思ふのでございまして、研修所規程は手許に持つております。大體研修のやり方といひましては、研修所に部を設けて、今日のところ四部に分かれております。その各部におきまして、新規採用の職員を初めから訓練して行くという部もございまして、或いは再教育という意味で省員の中堅どころ、そういう人々を研修させる、そういう部も二、三に分けて設置してございまして、大體平均いたしまして五十人程度が當時訓練を受けておるといふ状況であります。なお又他の省からの要請に基きまして、臨時在外の職員のための研修も行なつておるのでもございまして、部の分け方につきましては、第一部は二級官吏、第二部は新規採用の外交官、領事官試験合格者、第三部は三級官吏、第四部は特殊の訓練、そういう分け方をしております。

○竹下豊次君 それではお尋ねすると、ここに「必要な事項は、外務省令で定める。」と書いてありますけれども、現在やつておられることを又今度外務省令で新たに定め直されるという程度であるとお承つておいていいのですか。ほかの言葉で申しますならば、現在の制度を又更に改めたいといふふうなお考えは今のところはございませぬか。

○政府委員(島津久大君) 新たに變つた措置をとるといふことは現在のところ考へておりません。

○三好始君 二、三お尋ねいたしたいと思ひますが、私不在でありましたので、若し不在中に出了質問でありましたならば御答へを願ひたいと思ひます。一つは、第三條の第四号に「條約その他の國際約束の締結」といふのが出ておりますが、憲法では第七十三條に内閣の事務として條約の締結が入つておるわけですが、この場合に憲法に言う内閣の條約締結権とこの設置法で言う外務省の條約締結との關係はどういうふうな考へたらいひでしようか、この点を先ず承つたいと思ひます。

○委員長(河井彌八君) 説明員から説明を要求されましたが、御異存ありませんか。

○委員(河井彌八君) 御異存ないと思ひます。

○説明員(兼松武君) 只今の御質問に對しましてお答えいたします。憲法で條約と申しておりますその範圍が如何なる範圍の國際約束を指すかは、只今確定的に何と何といふことは、慣行上も又解釈上も必ずしも確定しておらないと政府では解釈いたしております。それから外務省設置法の只今御指摘の第三條第四号におきます「條約」といふその條約の文字は、勿論憲法で規定してあります條約という字句と同じ意味に解釈されるべきであると解しております。その次に「その他の國際約束」とございしますが、その他の國際約束とは條約とどのように異なるかと申しますと、これは一番初めに申しました條約がどういふ範圍のものであるかという解釈と關係いたします。先ず第一に條約の範圍が英語で申しますと、コンヴェンション、或いはトリイテイ、いろいろございまして、フランス語で申しますと、トライト、の名称が付きまして、日本語で申しますと協定、或いは協約、議定書いろいろな名前がございまして、そこでそのうち憲法上の條約と申しますものはどのような國際約束であるかという問題でございまして、これは今後平和條約の発効に伴ひ、且つ平和條約の締結に伴ひ、且つそれ以前にすでに日本が諸々の國際條約に規定いたしておりますやういふ多数國間の加入の場合には、その條約は勿論名前がどうであらうとも憲法上の條約であるという点に疑問はございませぬが、その他の條約に關しましては、例へば或る條約に基きまして政府間で具體的な細目事項を委任で取極めるといふ場合もございまして、その場合の委任の取極が果して憲法で言う條約であるか、或いはそうでないかという問題がございまして、一つの例で申しますと、国内で法律を国会で御制定になりまして、その法律に基きまして委任をなさいます。その委任に基いて行政官庁各主務大臣乃至更にその委任を受けた者に命令制定権を譲りなれば、各省大臣乃至内閣、その他の委任に基く委任立法権といふものが生じます。例へばそのやうなたとえで御説明しておわかりになると思ひますが、條約によつて更に細目の事項を政府間で取極める、その細目事項を國家間で取極める場合に、その約束は憲法上の改めてその委任なさるのにもう一回國會の御審議を必要とするか、或いは國會はすでに細目事項を政府に御委任になつた。そこで政府が他の政府と條約を結ぶ場合には、改めてその御委任になつた限りの細目事項に關する取極については國會にお諮りしなくてもよいという御意思で國會が御承認なさつたのだ、そういう解釈ができますれば、その場合にはそういう委任の取極は、憲法で言うやう條約の中には必ずしも入るかどうか不明確で、多分その場合には先ほどの国内の立法の例で申しましたやうに、改めて承認を要しない。従つてその場合には實質的な意味では憲法上の條約といふふうに、承認の点では止むを得ない。併しそれを守る國際的な今度は拘束の面から解釈いたしますと、政府がその約束を守るのには國會の御承認を

るようなことも考えられるのでありますが、そうしますという、移住、渡航、こういふ方面の事務を欧米局でやつて行くというのは少し不自然なようなことも起りかねないような気持もするのですが、その辺どういふようにお考えになつておりますか。

○政府委員(島津久大君) どうもその不自然な点は、地域局に置きます以上はさつぱりとはきれいににならないわけでごさいますと、御意見の点はやはり相当私問題だと思つております。ただ沿革的に欧米局で従来处理しておりますし、又差当りのところはこういう行き方で円滑にできるという見当で置いてございます。又日本人の海外に出るのが態様が従前と相当變つて来るといふようなことにもなりますと、又再検討する必要があると思つております。

○三好始君 次の問題に移りますが、現在提出されております定員法におきましては、外務省の機構改革をどの程度考慮に入れておりますか、ちよつとお伺いしたいのであります。

○政府委員(島津久大君) 定員と機構の関係でござりますが、これは大体の考え方といたしまして、大体現在の定員を超えないその範囲で新機構を賄つて行くという考え方であります、今回の行政整理に伴ひまして、現在の定員より多少減ることになるのでありますが、大した減少でもございせん。四十九名減、現在の定員から四十九名を減らしました定員でこの新しい機構を賄つて行く、そういう考えであります。

○三好始君 私の特にお願いたした
いの、第四章に在外公館として各種
の種類を挙げておりますから、従来の
在外事務所に比べて非常に在外公館が
充実されて行くわけであります。そこ
でこういう要員もおのずから増加する
と思うのでありますが、これらは現実
に大使館なり、公使館なり、総領事館
なり、こうしたものが設けられる際
に、定員法を改正して人員の増加を図
るという予定の下に今回の定員法には
人員を予定しておらないのか、或いは
現在の人員でこういう在外公館が充実
されても賄つて行けるという見通しの
上に立つて行けるのか、その辺の事情を
お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(島津久大君) 現在在外事
務所の関係の定員が先ほども申し上げま
したように百五十三名ございます。平
和條約効力発生後正式の在外公館、
大、公使館、総領事館、領事館等がで
きます際には、到底この百五十三名で
は賄い切れないのでございます。これ
は今回の定員の中には包含されており
ません。この大、公使館、総領事館等
の定員は別に考へるということでござ
います。本省は現在も外局を含めま
して二千三百十六名と、在外事務所の
百五十三名を含めた定員で行く。在外
公館が新たに正式にできます際の定員
は今回は考慮しておりません。別に通
常国会で又御審議を願うことにならう
と考へております。

○三好始君 念のためにちよつとお尋
ねいたしておきますが、第二十七條の
「外務省に置かれる職員」の定員は、別
に法律で定める」という、この別の法
律というのは行政機関職員定員法を指
すものと思ひますか。

○政府委員(島津久大君) 御指摘の通
りでございます。

○竹下豊次君 この第四條の十二です
ね、「日本国政府を代表して外国政府
と交渉し、国際機関及び国際會議に参
加すること。これはどういう意味なの
ですか。国際機関及び国際會議に参加
することについて外国政府と交渉する
という意味ですか、それとも外国政府
と交渉することという一つと区切つ
て、それから後は又別々になつておる
のですか、どつちでしょうか。

○政府委員(島津久大君) 別の事項で
ございます。交渉すること、又別に国
際機関及び国際會議に参加すること、
別でございます。

○三好始君 本日は質疑はなかつた
らこの程度でとめたら如何でしょうか。

○委員(河井彌八君) 如何ですか、
諸君まだ御質疑がございますれば……。

○竹下豊次君 予備審査中のことでも
ありますし、今日ここで結論を得る
ということには行きませんから、今日
はこれぐらいの程度にとどめて頂きま
して、又なおこの後質問が出ましたら、
更に重ねて質疑をするということ
にしたらどうでしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(河井彌八君) 昨日、本日阿
日は予備審査でありますから、一応外務
省設置法につきましてはまだ衆議院も
終つておりませんので、この程度にと
どめておきます。更に日を改めまして
本委員会を開きますから、その際に質
疑解答及び討論に入りたいとかように
考へておりますが、その含みで願いま
す。それでは本日はこれで散会いたしま
す。

午前十一時五十三分散会